

社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また、評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員ならびに第三者委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事（但し、理事長は除く）及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）※税別	実費弁償費（日額）
理事会出席報酬等	6,000円	支給しない

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）※税別	実費弁償費（日額）
評議員会出席報酬等	8,000円	支給しない

(評議員選任・解任委員会ならびに第三者委員会の出席手当等)

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、また、第三者委員が第三者委員会又は苦情処理報告会等に出席したときは、役員（理事・監事）の税抜き出席報酬と同額を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長については、別表1により月額の設定報酬を支払うことができる。又、理事長が理事会及び評議員会に出席した日及びそれ以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は1回当たり5千円を日額報酬として支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人

及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、出張旅費規程に定められた金額を支給する。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、事前に概算額を支払い、出張終了後精算するものとする。

(業務役員)

第 6 条 施設の職員が役員等の任にある場合には、この規程は適用しない。

附則

この規程は、2017（平成29）年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2018（平成30）年3月1日より改正施行し、2017（平成29）年4月1日に遡って適用する。

附則

この規程は、2018（平成30）年10月1日より改正施行する。

附則

この規程は、2021（令和3）年1月1日より改正施行する。

附則

この規程は、2021（令和3）年10月1日より改正施行する。

別表1

名 称	報酬額	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(月額)	80,000円 ※税込	支給しない	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	理事会及び評議員会出席 報酬と同額を支給する ※税別	支給しない	
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円 ※税別	支給しない	
監事監査指導以外の報酬等(日額)	理事会出席報酬と 同額を支給する ※税別	支給しない	
評議員選任・解任委員ならびに 第三者委員手当等(日額)	役員(理事・監事)の理事会出席 に係る税抜報酬の手取り額と同額 の金額を支払う	支給しない	

附則 この規程は2017(平成29)年4月1日より施行する。

附則 この規程は2018(平成30)年3月1日より改正施行し、2017(平成29)年に
2017(平成29)年4月1日に遡って適用する。

附則 この規程は2018(平成30)年10月1日より改正施行する。

附則 この規程は2021(令和3)年1月1日より改正施行する。

附則 この規程は2021(令和3)年10月1日より改正施行する。